



のべおか 農業委員会だより

第30号

令和7年11月発行

編集・発行

延岡市農業委員会
〒882-8686 延岡市東本小路2-1
電話(0982)22-7028



北方町早中・早日渡地区の風景(9月中旬)

延岡市北方町の早日渡・早中・上崎の各集落においては、棚田地域振興協議会を中心に棚田の保全管理をはじめ、多面的機能の維持や観光イベントなど様々な地域振興活動に取り組んでいます。

◆◆◆◆◆
農地利用状況調査
農地経営事業
農業者年金
農地のあつせん
農地族中間管理
委員会活動報告
表紙写真・会長あいさつ
編集後記

掲載内容

(ページ)

今、日本人の主食でもあるコメ価格の高騰が問題になつていて、中国は米増産の政策に転じておりますが、長年50年余り続いてきた減反政策の中で休耕、転作していた田んぼは、そう簡単には米を作る田んぼには戻りません。日本の農業は中小の農家で成り立つてゐる現状を認識して国は政策を検討してほしいものです。

また、昨年度、改正農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」について、市内全域において農業委員会も協議の場に参加し目標地図の素案作成に取り組みましたが、その計画の全国的な傾向として約3割の農地が将来耕作者がいないなど改めて農業・農村への危機的な状況が明確になつてきております。

このような中、国は食料の自給率を上げるべく消費者の方にも理解を求めていますが、「食と農の今」について真剣に考える時期にきていると思います。農業委員会としましても、今後とも食料の生産基盤である農地を守り活かすため、地域の実情に応じた農地利用の最適化に向け一丸となつて取り組んでまいりますので、皆様方のなお二層のご協力をお願い申し上げ、ごあいさついたします。

農業委員会だより発行にあたり、皆様におかれましては日頃より農業委員会の業務運営にご理解とご協力を頂いておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今年も猛暑日が続き、田畠での作業中に熱中症で救急搬送された人が増加しております。命を守る熱中症予防対策を万全なものにしたいものです。また、線状降水帯の発生により全国各地で大雨被害が相次ぎ、自然災害の恐ろしさを改めて考える年でもありました。



農業委員会だより
発刊のごあいさつ
延岡市農業委員会
会長 甲斐 壽徳
ひさのり

地域での活動報告

農業委員会業務に携わりながら、地域で活躍する委員の活動報告を紹介します。



多様化する時代の中で、日本の農業は将来どこへ向かうのか。降つて湧いたような米不足問題で、国は水稻の増産をさも簡単に述べています。そんな中で、農水省は、今年の新米の生産量は需要を10万トンから40万トン程上回り、民間の在庫も大幅に回復するという試算をまとめています。

私が担当する北方町の八岐や椎畠、美々地、下鹿川といった中山間地域では、後継者不足や高齢化によって、毎年、休耕田が増え続けている状況にあります。「春に作付けはしたが、病気となり、秋の収穫作業は委託しかない」というケースもあります。地区内では、「ほ場を守るために受け手をどうするか」という協議を重ねていますが、「現状維持が精一杯」「労力に限界がある」などの理由から、耕作面積を増やすことの難しさが浮き彫りになつておらず、2025年3月に策定した地域計画が現実問題として機能していくけるのか不透明です。

また、中山間地域において水田を維持するためには①水利の確保②軽トラックや大型機械の搬入路整備が課題となっています。特に①は川床が下がり取水口に水が乗らなくなったり、災害によって水路が寸断されるなどの原因で、塩ビのホースで取水しているほ場が多く見られ、大雨で増水すればホースが流れたり砂利が詰まるなど農家をとても悩ませています。

このように、「農民が農地を守れない」この現実が農業を衰退させ、これを打破するには農民の力だけでは如何ともし難いのが今の姿ではないでしょうか。このままで10年、20年後はもっと厳しい状況が待つでしょう。そうならないよう、これからも地域の農業、農地を守ついくためには、やはり国が責任をもつて施策を打ち出し、自治体と農家、関係団体が連携して取り組んでいくことが必要だと思います。

北方町 田口 誠
農地利用最適化推進委員

大門町 吉田 嘉
農地利用最適化推進委員

下伊形町 高橋 利喜哉
農業委員

私は、農地利用最適化推進委員として、自分に課した目標の達成までにはまだ程遠い状況で、中でも地域目標に係る自分の中での目標達成率は約50%（60%）というものが実感です。



それと並行して、担い手不足や後継者問題という難題があります。耕作者の方に会って話を聞いても「跡継ぎがない、どうしたらいものやら」という言葉が返ります。耕作者の方に会って話を聞いても、今後、農業経営の大規模化や営農集団の設立、法人化などに取り組むことは難しく、その結果、農地を「手に取る」方法を選びなくてはなりません。このような状況から見ても、今後、農業の未来はとても暗い模様だと懸念されます。また、10年、20年後の地域農業を守ることは難しく、その未来はとても暗い模様だと懸念されます。また、次代を担う新規農業者を受け入れることも最善の方法ですが、なかなか就農する人が少ないなどハーダルが高く、そう簡単に話が進むものではありません。

地域農業の活性化を阻んでいるという現実があります。耕作者の方に会って話を聞いても「跡継ぎがない、どうしたらいものやら」という言葉が返ります。耕作者の方に会って話を聞いても、今後、農業経営の大規模化や営農集団の設立、法人化などに取り組むことは難しく、その結果、農地を「手に取る」方法を選びなくてはなりません。このような状況から見ても、今後、農業の未来はとても暗い模様だと懸念されます。また、10年、20年後の地域農業を守ることは難しく、その未来はとても暗い模様だと懸念されます。また、次代を担う新規農業者を受け入れることも最善の方法ですが、なかなか就農する人が少ないなどハーダルが高く、そう簡単に話が進むものではありません。



農業の問題解決に特効薬はありませんが、今後とも自分の任期の間は地道に農地を守つていく活動を継続し、将来的な農業の未来はとても暗い模様だと懸念されます。また、昨年は地域計画を策定し、農地中間管理事業を活用しつつ地元関係者や行政機関の協力のもと耕作放棄地の減少にも努めています。ただ、市内の至る所であるかと思いますが遊休化した農地については管理が難しく、獣害対策にはできる範囲内で獣害ネットやフェンスなど順次設置し対応しているところです。



さらに、農地の集積を今後とも積極的に進めいくことにより、担い手の作業など様々な面での効率化を図つていくことが農地の活用においては必要です。当地区では、組合法人を中心年に年々受託面積は増加しているものの、作付け作物の管理が人手不足のため十分でなく、収入増加を図るなど管理体制の改善が大きな課題となっています。

最後に、私は、当組合法人とともに、毎年、伊形小学校や一ヶ岡小学校において子どもたちへの教育や体験学習にも協力して参加していますが、今後とも地域と密接に関わりながら、農地を守り農業への裾野を広げる活動に取り組んでいきたいと思います。

私は、農業委員としての担当区域は、片田町、沖田町、塩浜町、伊形町、土々呂町など主に本市の南部地区のエリアになりますが、今回、私が住んでいる伊形地区での活動報告をします。

私は、平成26年に農事組合法人「いがた」を農地所有者80名近くの賛同を得て設立しました。どの地区も同じような問題があるかと思いますが、当地区の現状としては、耕作者の高齢化、担い手不足、後継者不足など多岐にわたる難題を抱えており、そのような中で、現在、法人役員、生産組合員を中心に協力しながら何とか水稻耕作を行つてています。

また、昨年は地域計画を策定し、農地中間管理事業を活用しつつ地元関係者や行政機関の協力のもと耕作放棄地の減少にも努めています。ただ、市内の至る所であるかと思いますが遊休化した農地については管理が難しく、獣害対策にはできる範囲内で獣害ネットやフェンスなど順次設置し対応しているところです。

さらに、農地の集積を今後とも積極的に進めいくことにより、担い手の作業など様々な面での効率化を図つていくことが農地の活用においては必要です。当地区では、組合法人を中心年に年々受託面積は増加しているものの、作付け作物の管理が人手不足のため十分でなく、収入増加を図るなど管理体制の改善が大きな課題となっています。

農地利用状況調査の実施について

今年の8月から10月にかけて市内の各地区において農地利用状況調査が実施されました。この調査は毎年行われるもので、農地の耕作状況や遊休農地、違反転用などの実態を把握し、農地の有効活用を図るのが目的です。

このうち天下町では、9月9日(火)午前中、暑い日差しが照りつける中、地区担当である甲斐壽徳農業委員(会長)と佐藤隆美農地利用最適化推進委員の2人により農地の状況調査が行われました。

現地では、事前に確認した調査エリアを踏まえ、タブレットと調査表を交互に活用しながら徒步にて巡回しました。適宜、途中で立ち止まってタブレットを操作し、現地や農地の場所、地番をチェックしたり、2人で話しながら農地の状態を的確に判断し調査表に書き込むなど真剣な眼差しで取り組んでいました。



利用状況調査の様子(天下町)

[左:佐藤委員、右:甲斐委員]

農地を転用する際には、農地法の許可が必要です。

- ・農地(田、畠)を住宅や駐車場など農地以外の用途に転用する場合は、事前に農地法の転用許可申請を行い、許可を受けなければなりません。
- ・許可を受けないで無断で農地を転用した場合は、農地法に違反することになり、違反転用として罰則や原状回復の命令を受けることがあります。農地法第64条:3年以下の懲役または30万円以下の罰金

「農地」を相続し登記を済ませた場合は、農業委員会への届け出が必要です。

- ・令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。農地(または採草放牧地)を相続した場合は、登記名義変更後にその土地のある市町村の農業委員会に届け出る必要があります。

「農地」で一定規模の盛土等を行う場合は、事前の許可・届け出が必要です。

- ・令和7年5月1日から一定規模の盛土等には事前の許可または届出が必要になりました。盛土規制法では、盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定することとしており、宮崎県では、令和7年5月1日に規制区域を指定しています。

農地転用や農地改良などを計画する際には、
事前に農業委員会事務局までご相談ください。



毎月開催される総会の様子

◎農業委員会の業務紹介

農業委員会には、現在、農業委員が19名(定数)、農地利用最適化推進委員が23名(定数)おり、市内各地区をそれぞれ担当しています。

委員の方々は、毎月開催される総会への出席をはじめ、日頃は地区内の農地パトロールや調査・相談業務、農地の利用調整など様々な活動を行っています。

農地に関して何か困ったことがあればお気軽に声掛けください。

農地の貸し借りをお手伝いします!

農地中間管理事業をご存じですか?



農地を
貸したい人

借受

賃料

農地中間管理機構

公益社団法人 宮崎県農業振興公社
(宮崎県知事が指定する公的機関です)



農地を
借りたい人

貸付

賃料

農地中間管理事業活用のメリット
(出し手・受け手とも大きなメリットがあります。)

●出し手のメリット

- ①賃借料は機構が支払うので安心・確実です。
- ②要件を満たすと、協力金の交付や固定資産税の軽減が受けれる場合があります。
- ③相続税・贈与税の納税猶予が継続(税務署への届出が必要)する場合があります。

●受け手のメリット

- ①所有者とのやりとりや賃料支払が機構に一本化されるため、事務労力や手数料が軽減されます。
- ②要件を満たすと基盤整備や機械導入等の補助事業の活用において、優遇措置があります。
- ③公社を介して農地を買う場合は登記費用の一部軽減などの支援措置を受けられる。

活用にあたっては要件等がありますので、下記の相談窓口にお問い合わせください。

農地中間管理事業に関するお問い合わせ

宮崎県農業振興公社
(0985)78-0210

延岡市総合農政課
(0982)22-7073

農業委員会事務局
(0982)22-7028



◆農地中間管理事業での農地集積実績(延岡市)過去3ヶ年◆

年度	出し手数	受け手数	貸付面積	筆数
令和4年度	199名	116名	451,453m ²	520筆
令和5年度	341名	158名	834,054m ²	1,117筆
令和6年度	372名	92名	876,777m ²	1,120筆

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURE NEWS

毎週金曜日発行

月700円(年間8,400円)

〈送料、消費税込〉

全国農業会議所発行

農業経営において参考になる情報もたくさん!

★全国農業新聞は、農業委員会のネットワーク機関が発行する、週刊の農業専門の情報紙です。

★全国の農業者や農政における自治体の取り組み、地域の話題や特産品の紹介など、農業に携わる方にとって必見の情報が盛りだくさんです。

◎購読お申込みは、最寄の農業委員会の委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

家族経営協定の締結式を行いました！

令和7年7月31日(木)に、東白杵北部農業改良普及センターにおいて、「家族経営協定」の締結式を行いました。

今回、家族経営協定を締結されたのは、延岡市片田町の三雲治男さん世帯です。三雲さん世带は平成27年に最初の協定を締結されていましたが、長男の久士さんが経営に加わり、今後は経営移譲されていくお考えがあるとのことで、目標や農業面・経営管理面での役割分担などの協定内容を見直されました。

今後は玉ねぎ、米の品質向上を図りながら、家族で協力し合い、農業経営の安定に努めていくことを、改めて宣言されました。



協定見直し後の三雲さん親子

家族で営む農業において各世帯が意欲とやりがいをもつて経営に参画できる魅力的な農業経営を目指して経営方針や役割分担、働きやすい就業規則などについて家族間の話し合に基づき取り決めるものです。

家族経営協定とは：

農業者年金は農業者の皆さんを応援します！

農業者年金で安心で豊かな老後を！

下記の条件を満たせば誰でも加入できる終身年金です。

20歳以上65歳未満

国民年金第1号被保険者
※60歳以上は任意加入が必要です。

年間60日以上農業に従事

農業者年金の6つのポイント

- 農業者なら広く加入できる。
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 保険料は月額2万円～6万7千円の間で自由に決められる。
- 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある。
- 税制面で優遇措置がある。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。

よくある質問Q & A

Q: 保険料の支払い方法は？

申込みの時に指定された口座から毎月23日に自動振り替えとなります。保険料の支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。

Q: 年金資産の運用は？

農業者年金基金による年金資産は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。65歳以降の年金裁定時に年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には危機準備金から補填される仕組みがあります。

Q: 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

脱退した場合、脱退一時金は支払われません。積み立てた保険料は将来年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を基金からお知らせします。

農業者年金のお問い合わせ

●JAみやざき延岡地区本部総務課
(0982)23-1880

●農業委員会事務局
(0982)22-7028

【売却希望農地一覧】

(令和7年9月現在)

No.	所在	登記地目	筆数	面積(a)
1	古川町35番2 外2筆	田	3	12
2	小野町4108番	田	1	10
3	小野町5378番1	田	1	8.5
4	小野町3956番	田	1	10
5	小野町4778番	田	1	2
6	塩浜町3丁目2161番1	田	1	10
7	沖田町2269番1	田	1	8.3
8	浜砂3丁目893番 外1筆	田	2	20
9	出北6丁目665番1 外3筆	田	4	26
10	東浜砂町1422番5 外4筆	田	5	21
11	牧町4066番 外3筆	畠	4	13
12	牧町3910番 外1筆	田	2	16
13	大野町1007番4 外1筆	畠	2	17
14	須佐町98番	畠	1	9.9
15	石田町3777番 外3筆	田	4	42
16	伊形町1917番1 外4筆	畠	5	17
17	下伊形町1617番1	畠	1	1.3
18	大貫町4丁目2681番1 外1筆	田	2	7.9
19	舞野町1951番 外1筆	田	2	10
20	舞野町2569番	田	1	5.4
21	下三輪町338番1 外1筆	田	2	14
22	北川町川内名字田ノ上2947番18	田	6	32
23	北川町長井字尾崎6886番1	田	1	35
24	北川町長井字中畑7657番1	田	1	30
25	小峯町6224番 外1筆	田	2	21
26	小峯町7345番	田	1	13
27	無鹿町1丁目673番1 外1筆	田	2	14
28	塩浜町3丁目2186番2	田	1	10

eMAFF農地ナビURL <http://map.maff.go.jp>

農地のあつせん情報

農業委員会を通じて、所有者から売却を希望されている農地情報を掲載します。
農地の場所については、左記 eMAFF 農地ナビを参照いたしか、農業委員会事務局までお問合せください。

編集後記

私は、農業委員になつて4期目になります。2期目の時に農業委員に加えて、農地利用最適化推進委員という新たな委員が配置され、日頃より担当地区と一緒に活動しています。

その中で、地区内の農地を回つて耕作状況を調べる農地利用状況調査というものがあるのですが、以前、現地に行つてみて「こんな山の中に農地があるのか」と驚きました。地元の人に聞いてみると、戦後の食糧難で山を耕し米や芋を作つていたとのことでした。そんな時代もあったのですね。しかし、私はそのとき「山間部の農地は耕作が難しいけれども、先人の想いを考えると簡単に無くすことはできない」との思いを抱いたことを思い出します。

また、農業委員になつて知つたことがあります。それは、農業委員会から法的な許可をもらわないと、自分の農地でも「売れないと貸せない、別の用途で使えない」ということです。法を守らないことで農地が減つて日本が食糧不足になるかもしれない、勝手によその人の土地になつてしまつたら大変です。初めはそのことを理解できませんでしたが、活動を通して改めて農地を守る農業委員会の大切さがわかりました。これからもその思いを胸に頑張りたいと思います。

(佐藤純子 農業委員)

